

平成 2 4 年 4 月 1 1 日

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

### 諮 問 事 項

金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方についての検討

世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討。

あわせて、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における議論等を踏まえ、我が国金融業の更なる機能強化のための方策について検討。

保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討

我が国における少子高齢化の急速な進行などの社会経済の変化を背景に、保険に対するニーズが多様化するとともに、保険の販売形態も多様化している。このような状況のもと、

- 一 保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方
  - 二 必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方
- 等について、規制の全体像を視野に入れつつ検討。